

神石高原町公衆無線LANサービスの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民及び来訪者が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために神石高原町（以下「町」という。）が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 町は、無線LANを利用して、次に掲げる機能を提供する。

- (1) インターネット接続機能
- (2) その他町長が必要と認める機能

2 無線LANの利用料金は、無料とする。

(施設、場所、利用可能日及び時間)

第3条 無線LANを利用することができる施設、場所、利用可能日及び時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間についてはイベント等の実施にあわせ各施設において変更できるものとし、利用時間内にかかわらず、施設の立入りを制限されている場所は利用できないものとする。

(利用者の資格)

第4条 利用者は、ウェブブラウザ（インターネットに接続し、本サービス进行操作するときに使用するアプリケーションをいう。）に表示されるログイン画面へ必要事項を入力することをもって、この告示に同意したものとみなし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 無線LANを利用するための町への申請等は不要とする。

(無線LANの利用)

第5条 W i - F i 機能を搭載した通信機器は、利用者が準備するものとする。

2 無線LANの利用に必要な通信機器及び通信機器の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

- 3 無線LANへの接続に係る通信機器の設定は、利用者が行うものとする。
- 4 SSID（無線LANにおけるアクセスポイントの識別名をいう。以下同じ。）及びサービス接続時間は、別に定めるものとする。
- 5 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

（禁止事項）

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者及び町の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 町等の財産及びプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町に不利益及び損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (12) 町が不適切であると判断した行為

- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって利用者本人及び町等に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任等を負うものとし、町は、一切の責任を負わないものとする。
(提供の中止)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの提供を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は設備の工事等を行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの提供が通常どおりできなくなった場合
 - (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他町長が無線LANの提供上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 無線LANの提供の中止等により、利用者又は他者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、町は、一切の責任を負わないものとする。
(免責)

第8条 町長は、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に際し、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、町は、一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

- 4 無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、町は、一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、町は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 町長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
(本告示の変更)

第9条 町長は、利用者の承諾を得ることなく、この告示を変更することができるものとする。
(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月14日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設	場所	利用可能日	時間
神石高原町役場本庁	1階共有エリア 2階共有エリア	開庁日と同じ	開庁時間と同じ
神石高原町神石地区町民活動拠点施設	1階共有エリア	開庁日と同じ	開庁時間と同じ
神石高原町油木地区町民活動拠点施設	1階共有エリア	開庁日と同じ	開庁時間と同じ

注 電波伝搬の状況その他の事情により、この表に掲げる場所内であっても利用できない場合があるものとする。